

福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年8月1日（木） 13:30～15:00
- 2 開催場所 福岡県中小企業振興センター 2階 大ホール
- 3 出席委員 赤井田委員、安部委員、石田委員、猪野委員、江口委員、大塚委員、小野委員、川上委員、川野委員、久保田委員、熊本委員、近藤委員、佐藤委員、堺委員、佐保委員、瀬戸委員、高田委員、長委員、徳永委員、拜生委員、原委員、福地委員、星井委員、本郷委員、松川委員、松崎委員、松下委員、安永委員、吉村委員、山口委員（30名）
- 4 欠席委員 綾部委員、石橋委員、大橋委員、川口委員、古瀬委員（5名）
- 5 議題 審議事項
 - ①令和7年度社会福祉施設等の整備方針について
 - ②専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

6 議事の概要

司会	（開会） ただいまから福岡県社会福祉審議会全体会議を開催します。 皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます福祉労働部福祉総務課課長補佐の野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 （福岡県あいさつ） それでは、開会に当たりまして、福祉労働部長の福田からごあいさつ申し上げます。
福田部長	【あいさつ】
司会	（新任委員の紹介） 続きまして、昨年度の全体会議以降、新たに社会福祉審議会委員にご就任いただきました皆さまをご紹介します。 私がお所属とお名前を申し上げますので、ご起立のうえ、ご一礼願います。 公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会理事 赤井田 八千代 委員でございます。 赤井田委員には、「障がい者福祉専門分科会」及び「地域福祉支援計画専門分科会」に所属していただいております。 福岡県弁護士会 石田 光史 委員でございます。 石田委員には、「児童福祉専門分科会」に所属していただいております。 公益社団法人 福岡県介護福祉士会会長 江口 賀子 委員でございます。 江口委員には、「老人福祉専門分科会」及び「地域福祉支援計画専門分科会」に所属していただいております。 公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会理事 小野 隆生 委員でございます。

	小野委員には、「老人福祉専門分科会」に所属していただいております。 ふくおか“きずな”フェスティバル実行委員会副委員長 近藤 幸恵 委員でございます。 近藤委員には、「老人福祉専門分科会」及び「地域福祉支援計画専門分科会」に所属していただいております。 福岡県警察本部 生活安全部少年課少年健全育成室長 兼 児童虐待対策室長 佐藤 裕保 委員でございます。 佐藤委員には、「児童福祉専門分科会」に所属していただいております。 公益社団法人 福岡県保育協会副会長 佐保 眞寿美 委員でございます。 佐保委員には、「児童福祉専門分科会」及び「地域福祉支援計画専門分科会」に所属していただいております。 公益社団法人 福岡県医師会専務理事 瀬戸 裕司 副委員長でございます。 瀬戸副委員長には、「障がい者福祉専門分科会」に所属していただいております。 福岡県老人福祉施設協議会副会長 原 雅昭 委員でございます。 原委員には、「老人福祉専門分科会」に所属していただいております。 公益社団法人 福岡県青少年育成県民会議家庭部会副部会長 松川 里美 委員でございます。 松川委員には、「民生委員審査専門分科会」及び「児童福祉専門分科会」に所属していただいております。 公益社団法人 福岡県精神保健福祉会連合会理事 山口 由紀子 委員でございます。 山口委員には、「障がい者福祉専門分科会」に所属していただいております。 また、本日はご欠席ですが、公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会理事 古瀬 篤子 委員が新たにご就任いただいておりますので、紹介いたします。 なお、本日出席しております事務局職員の紹介につきましては、お手元の事務局職員名簿の配付をもって代えさせていただきます。 (審議会開始) 続きまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。 福岡県社会福祉審議会の委員総数は、35名でございますが。本日は、30名のご出席をいただいております、委員定数35名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、本日の会議は公開することといたしております。 それでは、安部委員長にごあいさつをお願いいたします。
安部委員長	【あいさつ】
司会	ありがとうございました。 本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第6条第1項の規定により、委

	員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は安部委員長にお願いいたします。
安部委員長	それでは、議事進行を務めます。みなさま、よろしくお願いします。 では、議事に入ります。 お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。 はじめに、審議事項①「令和7年度社会福祉施設等の整備方針について」です。 本件につきましては、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障がい者・障がい児福祉関連分、保護施設等関連分がございますので、順に、審議していただきます。 「令和7年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕」、事務局から説明をお願いします。
事務局	【高齢者福祉関連分について、資料No. 1に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございます。 別表1及び2について、令和7年度に施設の整備予定があるのは政令市だけということで、県所管分については、整備予定がないということでよろしいでしょうか。
事務局	左様でございます。
安部委員長	ありがとうございます。 皆様の方で何か意見や質問はございませんか。
瀬戸委員	養護老人ホームについて、整備予定がないということであるため、施設数については、充足しているとのことですが、「老朽化」や「満床になっている」という理由で、市町村によっては養護老人ホームに入所ができない方がいるという話を聞いたことがあるのですが、県として、全県的な調査を実施したことがあるのでしょうか。 また、養護老人ホームについて、役割が終わったという見解もあるということを耳にしたことがあるのですが、その点につきましては、いかがお考えでしょうか。
事務局	介護施設の施設整備につきましては、養護老人ホームを含めて整備を進めているところであり、整備する意義があれば整備を進めていくというところでございます。
安部委員長	県として、全県的な調査を実施しているのかという質問もあったと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。
事務局	調査とは、施設整備の調査ということでよろしいでしょうか。
瀬戸委員	養護老人ホームの入所判定を行う際に、「施設が満床である」等のようなことが市町村の現場レベルで発生しているのかどうか調査した方がいいのかと思って質問した次第です。

事務局	そのような調査につきましては、課題としてご指摘いただいたこともございますので、検討していきたいと思います。
安部委員長	ありがとうございました。 他に意見等ございますか。 では、政令市の整備はありますが、県所管分としては、市町村から要望がなかったということで、よろしいでしょうか。 では、続きまして児童福祉関連分の施設整備について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【児童福祉関連分について、資料 No. 2 に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。
近藤委員	放課後児童クラブについて、未整備の地域があるとお話いただきましたが、私は全地域に設置されているものだと思っていましたので、未設置の地域をご教示いただけないでしょうか。
事務局	未設置の市町村が、1 箇所ございます。東峰村でございます。
近藤委員	放課後児童クラブは学校に当然、設置されているものだと思っていましたが、そうではなかったということがわかりました。 放課後児童クラブの設置は市町村の所管であると思いますが、安心安全の中で子育てができる、心も体も健全に育むことができる場所が放課後児童クラブだと考えていますので、県におかれましても、放課後児童クラブの取組を進めていただくことを要望させていただきます。
安部委員長	昨年度実績で放課後児童クラブがどれくらい増えたか分かりますでしょうか。
事務局	令和5年度は788箇所、令和6年度は速報値でございますが、792箇所、4箇所増えているところでございます。 支援単位で申し上げますと、1,655から1,730ということで、75支援単位が増えています。
安部委員長	支援単位という用語ができましたので、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。
事務局	支援単位というのは、40名を1の支援単位とした、放課後児童クラブの中で指導を行う規模の単位のことです。

安部委員長	補足すると、新設した施設数としては4箇所ですが、1箇所の中に支援単位が2とか3あったりするので、支援単位が75増えているということになります。 他になにか質問はありますでしょうか。
安永委員	放課後児童クラブの待機児童が17,000人という数字を見たことがあるのですが、福岡県にも待機児童はいるのでしょうか。
事務局	令和5年度の数字でございますが、441名が待機児童となっています。
安部委員長	約400名の待機児童がいるとのことですが、来年度の施設整備計画による整備によって、待機児童は減少するのでしょうか。
事務局	令和6年度の速報値でございますが、473名の待機児童を見込んでいるところでございます。
安部委員長	新しく放課後児童クラブを作るけれども、放課後児童クラブに入れないこどもの数を約470名、見込んでいるということではよろしいでしょうか。
事務局	放課後児童クラブの運営は市町村が行っており、市町村の方で支援員を集めながら待機児童の改善に努めているところですが、その結果として昨年度より待機児童の増加という形になっているところでございます。
安部委員長	建設費・改修費・運営費は、国・県・市町村の負担となっています。 市町村の中には、放課後児童クラブでの働き手がなかなか集まらないという課題もあります。
瀬戸委員	児童心理治療施設について教えていただきたい。 1つ目は、県所管施設と政令市所管施設で1施設ずつ、施設があると思いますが、政令市所管施設の入所率が低い原因は分かりますか。 2つ目は、県所管施設の定員が50名となっていますが、今後施設を小規模化し、広域に展開していくという考え方であると理解してよろしかったでしょうか。
事務局	県所管施設の小規模化ですが、施設の中で、グループ化をしまして、できるだけ家庭に近い環境で心理治療をするという意味で小規模化とご説明したところでございます。 政令市所管分の施設についてですが、令和2年度から設置された施設というところで、県所管施設と比べると入所率は低いですが、令和5年度は75%ということとなっております。詳細な理由につきましては、政令市所管分の施設に関することであるため、把握していません。

安部委員長	ありがとうございました。 他に何か質問などはありませんでしょうか。 それでは、今のご意見を参考にしながら整備を進めていただければと思います。 では、続きまして障がい者・障がい児福祉関連分の説明を事務局からお願いします。
事務局	【障がい者・障がい児福祉関連分について、資料No3に基づき説明】
安部委員長	資料3ページの必要見込量と利用実績の表の見方について、教えていただきたい。 例えば、居住系の〔9〕共同生活援助の必要見込量が「7, 598」、利用実績が「8, 783」となっていますが、必要見込量より利用実績が多い箇所は、施設を実際に利用可能であったのでしょうか。 見込みを超えての利用となっているため、サービス水準の低下のようなことが起こっていないか心配しているところです。
事務局	市町村が必要と見込んだ必要見込量を利用実績が上回っていますが、②の定員をご覧いただくと、「10, 905」となっており、受入れが可能な状況であります。
安部委員長	そうすると、〔13〕放課後等デイサービスは、利用実績が定員を上回っていますが大丈夫なのでしょうか。
事務局	〔13〕放課後等デイサービスについてですが、必要見込量「14, 833」に対し、利用実績「19, 993」と上回っております。 これに対し、定員が「13, 477」と不足しているように見えるのですが、利用実績の下の欄に1月あたりの平均日数を記載させていただいておりますとおり、1人あたり13日程度の利用があります。 この平均日数（13）を人数（19, 993）に掛けると、定員欄に記載している利用可能人数である「350, 402」を下回りますので、利用は可能な状況であるということでございます。
赤井田委員	ジョブコーチ支援（職業適応援助者）というシステムがあり、そのシステムが中々うまく起動していないという話を聞いたことがありますが、そのような話の審議は行わないのでしょうか。
事務局	いただいたご意見に関しては、ソフトに関するご意見だと思いますが、今回、ご審議いただいている内容は、ハード整備の内容であるため、今回の審議内容とは別の内容になります。 なお、障がい福祉サービスの中には、就労系のサービスを利用して一般就労につなげるということがあるのですが、その際、就労に定着しているかどうか半年間程度見守るという仕組みもありますので、そのような仕組みをご活用いただき、継続・安定した一般就労に向けた取組をやっていきたいと考えております。

江口委員	介護福祉士は障がい者施設を初めとした様々な施設で活動していますが、重度の障がいの方への支援が難しくなってきました。また、在宅生活の方に介護福祉士を派遣することが難しいという現状を介護福祉士の会員の声として聞いております。 その原因はやはり、介護人材が不足しているということです。これは人手が不足しているというより、需要に対し供給が追いついていないということが理由だと思っています。 今回はハード施設に関する審議ということで、ハード面についてご質問します。 2ページの「4 防災・減災等に係る施設の整備」欄において、老朽化した障がい者支援施設の改築・大規模修繕にあたっては、定員数の増を伴う入所施設の整備は行わないものとする旨の記載があります。 その上で、「5 地域生活支援拠点の整備」の③に人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備を図るものと記載されていますので、定員数の増を伴う施設整備を行わない代わりに、専門性の確保等の機能を備えた拠点に向けた取組に注力すると理解していますが、具体的に県としてどのように考えているのでしょうか。 また、人材の確保についてどのような取組をしているのか教えていただきますようお願いいたします。
事務局	地域生活支援拠点の整備につきましては、障がいのある方の重度化・高齢化、「親なき後」を見据えて、障がい者の地域生活を支援する体制を地域の実情に応じて整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えることを目的に各市町村で整備をするというものでございます。 人材の確保・養成等につきましては、各市町村において、地域に不足しているもの、もしくは連携が必要なものを考えていただくような仕組みとなっています。 整備についてですが、令和5年4月1日時点で48市町村が整備済、未整備の12市町村のうち5市町村が令和6年度までに整備を予定しております。県の計画では、令和8年度までに全市町村で整備を完了することを目指していますので、それを目指して、各市町村に助言をしているところでございます。 また、県の障がい福祉計画の中で、地域支援拠点の機能充実のために、コーディネーターの配置や、支援ネットワーク等による広角的・効果的な支援体制の構築を目指しており、引き続き市町村と連携して取組を進めていきたいと考えています。
安部委員長	江口委員がご質問されていた、2ページの「4 防災・減災等に係る施設の整備」についてですが、グループホームはこの方針に当てはまらないということではよろしかったでしょうか。
事務局	グループホームは別です。
安部委員長	では、施設は大きくしないけれども、グループホームを増やして、地域の受け皿を増やしていこうという方針でよろしかったでしょうか。
事務局	おっしゃるとおりです。
大塚委員	グループホームに関する取組について市町村で温度差がある印象があります。 地域ごとにグループホームの整備状況について差がないように、県で取組を進めていただきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。
事務局	60市町村全体と会議する機会がございますので、いただいた意見を共有するとともに、県の方から取組を進めるよう申し伝えたいと考えています。

川野委員	グループホームについて県で取組を進めていると思いますが、グループホームに入所を希望する方がいて、グループホームを設立したとしても、そこで働く人がいないという課題を実際に感じています。 そこでお伺いしたいのですが、県としてグループホームについてどのような課題を感じていますか。
事務局	ご指摘のとおり、グループホームで働く人材の確保や、支援の質が落ちてきているということが課題であると感じています。 また、今年度、国においてグループホームから一人暮らしへの移行に向けた制度改正が行われましたが、入所者が一人暮らし等を希望された場合は、本人の意思をできるだけ尊重した支援を行うという取組も始まったので支援の複雑さが増してきたと感じています。
山口委員	3ページの就労継続支援B型についてお伺いしたいことがあります。 794事業所が就労継続支援B型として指定されていますが、地域によっては、非常に飽和状態になっており、支援する方の取り合いが起こっているという話を聞きます。 そこでお伺いしたいのですが、県として、就労継続支援B型の施設を増やしていく方針があるのでしょうか。
事務局	就労継続支援B型、その他にも就労継続支援A型、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援等につきましては、いわゆる総量規制といったような法律がございます。 市町村の必要見込み量を超える場合は、指定をしないことができるという法律です。 就労継続支援B型の指定におきましては、市町村から意見書をいただいております。市町村の必要見込み量を勘案して指定を行っていますので、まずは、市町村が適切に現状を把握していただいた上で、県の方に報告していただければと考えています。
本郷委員	2点質問があります。 1点目は、令和7年10月から始まる就労選択支援に関する施設の整備方針は本方針に含まれていないのでしょうか。 2点目は、3ページの表に就労定着支援が記載されていませんが、どのような解釈をした上で、表に記載していないのでしょうか。
事務局	1点目のご質問である就労選択支援に関する施設の整備方針については、本整備方針には入っておりません。 理由といたしましては、2つあります。 1つ目は、就労選択支援に関する法律は整備されておりますが、具体的な内容については、国から示されていないからです。 2つ目は、既存の就労移行支援を実施している事務所等が就労選択支援を実施することを想定しているからです。 2点目の就労定着支援に関するご質問ですが、就労定着支援を実施している事務所は就労移行支援や就労継続支援を兼ねている事業所が多く、当該サービスと一体となって整備されている場合が多いため、表に記載していないところです。

安部委員長	ありがとうございました。 他に意見等ございますか。 計画に対するご意見というよりは、福祉行政に対するご意見が多かったですが、今のご意見を参考にしながら整備を進めていただければと思います。 では続きまして、保護施設関連分について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【保護施設等関連分について、資料No. 4に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございました。 救護施設の充足状況について教えていただけますでしょうか。
事務局	救護施設の充足状況でございますけれども、定員数190人に対し、在所者数は172名であり、充足率は90.5%となっております。
安部委員長	ありがとうございました。 他に質問、意見等ありますか。よろしいでしょうか。 それでは保護施設関連分について了承することといたします。 次に、審議事項②「専門分科会の決議を審議会の決議とする件について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【専門分科会の決議を審議会の決議とする件についてについて、資料No. 5に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。
瀬戸委員	教員の性暴力に関する事項については、別の場所で審議されるのでしょうか。
事務局	おっしゃるとおり、今回の件は保育士に関する件についての話です。
安部委員長	ありがとうございました。 他に質問、意見等ありますか。よろしいでしょうか。 それでは専門分科会の決議を審議会の決議とする件については了承することといたします。 報告事項に移ります。質疑につきましては、事務局からの報告が全て終了した後に時間を設けますので、よろしくお願いいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【報告事項について、資料No. 6に基づき説明】

安部委員長	ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。
近藤委員	5 ページ目の子育て環境の整備に記載している「病児保育の充実」に係る施策のうち、「施設の保育士確保支援や新築・増改築、備品購入に係る助成」について、助成割合はどれくらいでしょうか。
事務局	大まかな概要を申し上げますと、病児保育施設の利用定員拡大のためのベッド等に関する備品購入につきましては、2／3を補助しているところでございます。 施設整備につきましては、国の補助制度に県の補助を上乗せしておりまして、概ね、事業者の方からすると、1／10の負担というところになっております。
安部委員長	他に質問がないようであるため、以上をもちまして、本日の議事については終了いたします。 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	今後の会議について、ご案内いたします。 今年度、この全体会議につきましては、ただいまのところ開催の予定はございません。 児童福祉専門分科会は、月1回程度の開催を予定しております。 なお、本日は、この後引き続き、本会場の隣のホールにおいて児童福祉専門分科会を開催いたします。児童福祉専門分科会委員におかれましては、本会場の隣のホールまでご移動ください。 民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会は、必要に応じて複数回開催を予定しております。 地域福祉支援計画専門分科会は、今年度が同計画の見直し作業年度となるため、3回程度の開催を予定しております。 それぞれの専門分科会の開催の際には、あらためてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。 事務連絡は以上になります。 それでは福岡県社会福祉審議会全体会議を終了いたします。 本日は誠にありがとうございました。